

奈良県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宝池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年八月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西山悦司	宇陀市室生向渕三八五五
〃	小廣保志	〃
〃	曾良和夫	〃
〃	飯降しず子	〃
〃	林出秀行	〃
〃	浦中章吾	宇陀市榛原あかね台二丁目一四
〃	小廣重男	宇陀市室生向渕四〇六五
〃	井戸上正三	〃
〃	廣嶋勝彦	〃
〃	清水康男	〃
〃	福井紀夫	〃
〃	雨森新治	〃
〃	雨森新治	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	野田隆志	宇陀市室生向渕三四二〇
〃	福井賢司	〃
〃	飯降総治	〃
〃	飯降信彦	〃
〃	西山雅彦	〃
〃	今西一徳	〃
〃	小廣保志	〃
〃	石上利徳	〃
〃	飯降哲夫	〃
〃	野田佐十郎	〃

七三一―二

” 監事

西山 福井  
悦司 紀夫

” ”

三八五五 八四一